

相続診断協会が笑顔相続の日に「笑顔相続シンポジウム」を開催



活動事例や有識者の見解から
相続の未来について共有する

相 続を円滑に進めるための啓蒙活動に取り組んでいる一般社団法人相続診断協会が、2022年12月1日に「笑顔相続シンポジウム」をリアルとオンラインで開催した。シンポジウムは今回で9回目。毎年12月1日を「笑顔相続の日」と定め、相続診断士や相続に関心のある一般の人を対象に、相続診断士による活動事例などを伝えている。

相続診断士とは、様々な知見を活用して相続の問題点の指摘や情報提供を行う「相続診断」を通じ、笑顔で迎える相続「笑顔相続」の実現を支援できる専門家として相続診断協会が認定している資格のこと。基本的な知識を身につけて相続診断ができる「相続診断士」と、より高度な知識や実務を習得した「上級相続診断士」があり、相続診断協会が資格試験を通じて認定する。

今回のシンポジウムは、一般社団法人終活カウンセラー協会の武藤頼朝代表理事の祝辞から開幕。日本の終活について、相続ニーズは高いにもかかわらず遺言の作成が進んでいないことを述べた。また相続診断士が複数の活動事例を共有したほか、全国相続診断士会は喫緊の社会課題を見据えた相続の展望を伝えた。このほか、落語家・桂ひな太郎さんによる「笑顔相続落語」も披露。会場全体が笑いに包まれた。

社会情勢の変化から遺言の重要性が高まる

後半では様々な識者が相続の未来について発信した。

まず現状把握として、全国相続診断士会の一橋香織会長と行政書士宇佐美法務事務所 宇佐美陽子代表が対談。世界各国と比べて日本の遺言作成率が低迷していることを指摘し、エンディングノートの重要性について語り合った。さらに神奈川県行政書士会の特定行政書士である友本晃二氏も登壇。相続に関連する訴訟の判例や、相続法の改正

内容、平均寿命と未婚率の推移から、遺言がさらに重要になると予測。「いずれ相続診断士には、遺言制度をさらに活性化するための制度提言まで求められるのではないだろうか」と語った。

最後に、相続診断協会の小

川実代表理事が閉会の挨拶で登壇。「財産分与や節税だけが相続支援ではありません。早いうちから大切な人にメッセージを遺しませんかと伝えることも、我々の大切な役目です」と、相続診断士の社会的

役割を語り締めくくった。少子高齢化と人口減少により、相続問題の重要性はより一層高まると見られている。参加者は改めてそのことを痛感した様子だった。

挨拶する
相続診断協会の小川実代表理事



全国相続診断士会の活動内容の紹介(写真①)や、桂ひな太郎さんによる笑顔相続落語(同②)などのプログラムののち、友本氏から相続の未来について語られた(同③)